

監査報告第1号  
令和4年(2022年)5月11日

札幌市監査委員 藤江正祥  
同 愛須一史  
同 鈴木健雄  
同 國安政典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、愛須一史監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、株式会社札幌振興公社の監査には関与しておりません。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等(事務監査)

局名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
市民文化局	市民生活部									4
	文化部		1		1		1	3		3
スポーツ局	スポーツ部		1	1				2		2
	招致推進部		1					1		1
豊平区	市民部		1					1		1
	保健福祉部		1				1	2		2
清田区	市民部		1					1		2
	保健福祉部		1	1				2		2
南区	市民部		2					2		1
	保健福祉部		2		1			3		2
5局	10部		11	2	2		2	17		20

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。

## 2 定期監査等（工事監査）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見
		設計	監理	事務	その他	合計	
建設局	土木部 (維持担当部)		1	1		2	
病院局	経営管理部	1				1	
2局(区)	2部	1	1	1		3	

## 3 出資団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見
株式会社札幌振興公社	出資団体	4	1
	公の施設指定管理者	2	
	財政援助団体		
一般財団法人さっぽろ水道サービス協会	出資団体		
札幌市森林組合	出資団体	1	1
札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ	公の施設指定管理者	1	
エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社	公の施設指定管理者		1
日興美装興業株式会社	公の施設指定管理者		
株式会社東急コミュニティー	公の施設指定管理者	1	
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会	公の施設指定管理者		
アートチャイルドケア株式会社	財政援助団体	1	
9団体		10	3

定 期 監 查  
(工事監査)

# 令和3年度定期監査（工事）報告書

令和3年度第3回定期監査（工事）の実施結果について、以下のとおり報告する。  
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

**監査の種類** 定期監査

## 監査の対象

建設局 土木部（維持担当部）

病院局 経営管理部

## 監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の工事等におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、42ページからの別表1のとおりである。

## 監査の実施内容

監査の範囲	令和3年1月1日から令和3年12月31日までに完成した土木、建築、設備工事等に係る工事設計、工事監理及び工事事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記監査範囲のうちから、別表2に掲げる工事等を抽出し、関係書類や実地の検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和4年1月7日から同年3月29日まで

## 監査の結果

対象となった工事等について、次のとおり指摘すべき事項がみられた。

## 第1 指摘事項

### 1 工事設計

#### (1) 単価の策定を適正に行うべきもの

【病院局経営管理部】

「札幌市公共建築（電気・機械）設備工事積算要領」では、公共設備工事の単価策定について定められている。

今回監査した設備工事において、見積りにより単価を策定しているが、機器等の価格を決定する際の端数処理について、以下のとおり適正を欠いた事例がみられた。

ア 有効上位3桁の取り扱いを守らず単価を策定したもの

イ 千円未満の場合の取り扱いを守らず単価を策定したもの

この事例については、当該要領に対する職員の理解不足及び検算審査が不十分な事が原因と考えられる。

要領に定められた内容は、遵守しなければならないことから、今後、このようなことがないように、関係要領を確認し再発防止に向けた取組みを講じて、適正な工事設計に努められたい。

### 2 工事監理

#### (1) 使用材料を適切に確認すべきもの

【建設局土木部】

「札幌市公共測量仕様書」では、受託者は、業務の完了時に確認することができない使用材料について、適宜写真撮影を行い、その他の成果物と共に提出することが定められている。また、建設局土木部管理測量課において作成した「委託業務設計要領」では、境界杭を設置する際に使用する舗装復旧材料の種類が定められている。

今回監査した測量業務において、舗装復旧材料の種類が分かる写真等の資料が確認できない事例がみられた。

委託者・受託者双方の使用材料の確認に対する認識不足が原因と考えられる。

今後、このようなことがないように使用材料に係る写真等の資料が適切に提出されているか確認し、再発防止に向けた取組みを講じるとともに受託者への指導に努められたい。

### 3 工事事務

#### (1) 設計変更手続きを適正に行うべきもの

【建設局土木部】

「札幌市工事施行規程」では、工事等の施行に当たり設計変更の必要があると認められる場合、工事主任は、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書(\*)により上司に報告し、今後の処置について指示を受けなければならないと定められている。

今回監査した設備工事実施設計において、街路灯 14 基の設置場所を、当初設計にない他の区に変更を行ったにもかかわらず、措置必要事項報告書による報告や契約変更手続きが行われなかった事例がみられた。

この事例については、当該規程に対する職員の認識不足が原因と考えられる。

規程に定められた内容は、遵守しなければならないことから、今後、このようなことがないように、関係規程を確認し再発防止に向けた取組みを講じて、適正な工事事務に努められたい。

(\*) 措置必要事項報告書：工事等の途中で何らかの変更が必要になった場合に、その内容を報告する書類



監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
積算が適切に行われないリスク	■ 違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
工事の品質管理が適切に行われないリスク	■ 工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
安全管理が適切に行われないリスク	■ 社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
建設副産物処理が適切に行われないリスク	■ 処理が不適切に行われることにより、社会的影響が大きい環境汚染の発生が懸念されるため。
工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	■ 検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
設計変更の手続きが適正に行われないリスク	■ 設計変更が必要な際、組織的な決定を得る前に変更工事を実施したことで、工事の手戻りや品質確保への影響が懸念されるため。
適切な入札方式が採用されないリスク	■ 不適切な入札方式による財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。</li> <li>■ 単価の設定が適切に行われているか。</li> <li>■ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。</li> <li>■ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。</li> <li>■ 品質管理に係る写真撮影・試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。</li> <li>■ 品質管理に配慮した施工が行われているか。</li> </ul>	【指摘事項】 ・ 使用材料を適切に確認すべきもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全管理に係る資格や体制は適切か。</li> <li>■ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。</li> <li>■ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係法令及び設計図書に定めるとおり、適切に処理が行われているか。</li> <li>■ マニフェスト伝票等の関係書類が適切に保存されているか。</li> <li>■ 運搬車の表示が適切に行われているか。</li> <li>■ 札幌市内の処理施設を選定しているか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事等の検査が、適正に行われているか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計変更が組織的に決定を得る前に変更工事が行われていないか。</li> <li>■ 契約約款に定めるとおり、工事等の設計変更時に工事工程表（業務日程表）が提出されているか。</li> </ul>	【指摘事項】 ・ 設計変更手続きを適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 入札方式やその理由は適切か。</li> </ul>	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
積算が適切に行われないリスク	■ 違算による財政的な損害の発生が懸念されるため。
工事の品質管理が適切に行われないリスク	■ 工事の品質が確保されない（請負契約が適切に履行されない）ことによる財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
安全管理が適切に行われないリスク	■ 社会的影響が大きい死亡事故等の発生による信用失墜が懸念されるため。
建設副産物処理が適切に行われないリスク	■ 処理が不適切に行われることにより、社会的影響が大きい環境汚染の発生が懸念されるため。
工事・委託業務等の検査における不備が見過ごされるリスク	■ 検査において不備が見過ごされることにより、誤った成果物及び支払いの発生が懸念されるため。
設計変更の手続きが適正に行われないリスク	■ 設計変更が必要な際、組織的な決定を得る前に変更工事を実施したことで、工事の手戻りや品質確保への影響が懸念されるため。
適切な入札方式が採用されないリスク	■ 不適切な入札方式による財政的な損害の発生及び信用失墜が懸念されるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

病院局 経営管理部

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の算出は適切に行われているか。</li> <li>■ 単価の設定が適切に行われているか。</li> <li>■ 見積りによる単価策定が適切に行われているか。</li> <li>■ 数量及び単価の端数処理は適切に行われているか。</li> </ul>	【指摘事項】 ・単価の策定を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計図書や施工計画書の品質管理に係る項目は適切か。</li> <li>■ 品質管理に係る写真撮影・試験等は適切に行われているか、また、その記録は整備されているか。</li> <li>■ 品質管理に配慮した施工が行われているか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安全管理に係る資格や体制は適切か。</li> <li>■ 誘導員を配置せずに、車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を配置していないか。</li> <li>■ 土留工や法面勾配の確保等は適切に行われているか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係法令及び設計図書に定めるとおり、適切に処理が行われているか。</li> <li>■ マニフェスト伝票等の関係書類が適切に保存されているか。</li> <li>■ 運搬車の表示が適切に行われているか。</li> <li>■ 札幌市内の処理施設を選定しているか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事等の検査が、適正に行われているか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計変更が組織的に決定を得る前に変更工事が行われていないか。</li> <li>■ 契約約款に定めるとおり、工事等の設計変更時に工事工程表（業務日程表）が提出されているか。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 入札方式やその理由は適切か。</li> </ul>	—
	—